

社会保険委員会からのお知らせ

社会保険委員会委員長 稲山 嘉明

[報告事項]

2/7 開催の中医協にて改正内容が明らかにされた。

A. 細胞学会関連の案件で認められた項目は、

1) セルブロック法によるもの

N004 細胞診から、N000 病理組織標本作製に移動 (点数は同じ 860 点)

通知文 (抜粋) :

・「セルブロック法によるもの」について、同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1 回として算定する。

・「セルブロック法によるもの」は、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する。なお、肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合には、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2) 免疫染色、細胞診への拡大

通知文 (抜粋) :

・セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色については、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合に算定する。なお、肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合には、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

3) 液状化検体細胞診、婦人科検体における増点

18 点 → 36 点

4) 迅速細胞診 *呼吸器内視鏡学会が提出し、本学会が共同提案となったもの

・ N003-2 迅速細胞診、検査中の場合 (1 臓器につき)

通知文 (抜粋) :

・迅速細胞診は、手術又は気管支鏡検査 (超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。) の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合において、1 手術又は1 検査につき1 回算定する。

B. 対応をおこなわないとされた技術

1) 婦人科頸部細胞診陰性標本、自動判定支援加算 (精度管理加算)

2) 細胞診断料、見直し